

重要事項説明

認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 アドベンチスト福祉会
法人所在地	横浜市旭区上川井町1988
電話番号	045-922-7333
代表者氏名	理事長 村本 英邦
設立年月日	平成9年1月22日

2. 事業所の概要

事業所名	シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町
施設の目的	介護保険法に基づく指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供
運営方針	「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」という法人の基本理念にもとづき、グループホームにおいては「加齢と認知症との友和」を施設運営に当たっての基本理念とし、地域社会に根をおろし地域の福祉に寄与することによって「地域社会との友和」を達成することを目指します。
指定事業所番号	1473201257
施設責任者名	渡部 紀久
施設所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰本町2丁目41-9
電話番号	045-958-0221
開設年月日	平成18年3月1日
敷地面積	505.71 m ²
建物概要	延床面積 493.54 m ² 木造在来工法 地上2階建て（賃借物件）
居室の概要	居室 18室（9室×2ユニット・全個室） 定員 18名 居室の広さ 9.9 m ²
共用施設概要	<リビングダイニング：39.7 m ² >・<台所：9.9 m ² > <浴室（脱衣場含む）：8 m ² ><洗面コーナー：4 m ² > <畳敷き（事務コーナー含む）：9.9 m ² ><共用トイレ2ヶ所> サニタリールーム・ベランダ・テラス エレベータ・非常階段
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保

3. 職員の配置状況

管理者	1名・常勤（兼務）	業務の調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
計画作成担当者	はなみずきユニット 1名 非常勤（兼務） ひまわりユニット 1名 常勤（兼務）	認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成を担当する。
介護従業者	はなみずきユニット 9名以上 ひまわりユニット 9名以上	利用者や家族の状況、意向等を踏まえて必要なサービスを行う。
看護師	1名・非常勤	利用者の健康管理、急性期の対応・終末期の相談等を行う。

4. 勤務体制 ユニットごとに

昼間の体制	3人
夜間の体制	1人（夜勤）

5. 利用状況（令和6年4月1日現在）

利用者数	はなみずきユニットあたり定員9名 ひまわりユニットあたり定員9名 総定員18名
要介護度別	はなみずきユニット 要介護度1：3人、 要介護度2：1人、 要介護度3：1人、 要介護度4：4人、 要介護度5：0人 ひまわりユニット 要介護度1：2人、 要介護度2：1人、 要介護度3：3人、 要介護度4：2人、 要介護度5：1人

6. 提供するサービス、および費用負担等（詳細は別紙参照）

介護保険で定められた費用	食事・排泄・入浴（清拭）・着替え介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等、上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となる。
介護保険以外の費用	家賃、水道光熱費、管理費およびその他の費用。
<ul style="list-style-type: none"> ・入居時に敷金として25万円を無利息にて預かり、退居時に居室の現状復帰費用、賃料等の滞納、その他利用者の債務を精算し残額を返金する。 ・入退居時の家賃、水道光熱費、管理費については日割り計算とする。 ・水道光熱費、管理費については、実際に掛かった費用により改定する場合がある。その際は改定による料金の増減について、根拠となる資料等で報告する。 ・利用料は月末締めにて、翌月の指定日に引き落としにて徴収する。 	

7. 身元引受人等の条件、義務等

<ul style="list-style-type: none"> ・契約者は身元引受人を1名定める。 ・身元引受人は契約上の債務について契約者と連帯して責任を負う。
--

8. 協力医療機関等

横浜鶴ヶ峰病院	内科
たかなし歯科医院	歯科
上白根病院	整形外科
神奈川病院	精神科
みんなの天王町 クリニック	内科 神経内科
中希望が丘診療所	内科 心療内科

9. 個人情報の保護について

使用目的	介護保険法に関する法令に従い利用者の介護計画を適切妥当に作成するために必要な場合、および救急医療上必要と認められた場合のみ個人情報を使用する。
使用条件	個人情報の提供は上記の目的の範囲内で必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払う。個人情報を使用した場合にはその会議、相手方、内容等について記録する。

10. 非常災害対策と事業継続計画

非常災害および感染症蔓延時の対策	事業所は、非常災害の発生や感染症蔓延時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。
事業継続計画の策定	事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、事業継続計画に基づき、年に2回以上は避難救出その他必要な訓練（シミュレーション）等や研修を行う。 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。 別紙：事業継続計画および防災・防火マニュアル参照

11. 苦情処理および相談窓口

<ul style="list-style-type: none"> ・提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。また介護記録に関して、利用者本人または身元引受人の要請があれば、当該利用者の記録に関して開示する。
<ul style="list-style-type: none"> ・提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

- ・提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

当事業所の窓口	担当者 ホーム長 渡部 紀久 電話045-954-5960 FAX045-954-5961
	・苦情、相談についてはホーム長が対応する。不在の場合でも応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、ホーム長に引き継ぐ。
旭区役所	電話045-954-6061 入居相談、介護保険の申請に関すること
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447 要介護認定・サービス利用・制度全般に関すること
横浜市福祉調整委員会事務局	横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-2356 苦情の解決、サービスの質の向上

12. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等および市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

13. 損害賠償

- ・事業者の故意または過失によって利用者に損害を与えた場合は、事業者は賠償責任を負う。
- ・利用者の故意または過失が認められる場合、また天変地異、火災、盗難、暴動等の不慮の事故により利用者が受けた損害については、事業者は賠償責任を負わない。

14. 重度化した場合の対応

- ・入居者が重度化した場合の対応にあたっては、利用者の意思ならびにご家族の意向を尊重し、介護の方法ならびに治療等についての援助を行う。その際、利用者およびご家族と事業者との間で十分に話し合いを行い、相互に同意された内容について確認を行ないながら、多職種協働により利用者およびご家族への支援を行う。
- ・急性期には、主治医若しくは提携する医療機関の指示により適切に対応する。また看護師による24時間連絡を確保し、急な容態の変化に対応する。
- ・入居者の身体状況が重度化し医療的ケアの必要が生じた場合には、ご家族や主治医と協議し身体状況に合致した施設を提案する。また、他施設への入所に当たっては必要な支援をおこなう。
- ・入居者および身元引受人等がホームでの「看取り」を希望した場合には、「看取り指針」（別紙参照）についての説明を十分に行い、同意を得ることができれば「看取り指針」に則した看取りを行う。
- ・入院期間中の費用の取り扱いについてはホーム運営規定に定められた介護報酬外費用の食材料費は、入院期間中を除く利用回数だけの請求となるが、家賃・管理費・水道光熱費は、日割り請求とする。

15. 身体拘束等について

事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

16. 虐待の防止

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。
- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ・事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

この重要事項説明書は、平成 18 年 03 月 01 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 18 年 04 月 01 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 19 年 08 月 02 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 22 年 03 月 26 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 23 年 10 月 10 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 26 年 01 月 08 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、平成 30 年 9 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和元年 9 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 12 月 1 日より実施する。

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____ 印

代理人又は立会人 住所 _____
(続柄 _____)

氏名 _____ 印

説明を受けた場所 シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町

説明を受けた日時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日